

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年1月11日

【会社名】 日本駐車場開発株式会社

【英訳名】 NIPPON PARKING DEVELOPMENT Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 巽 一久

【本店の所在の場所】 大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル

【電話番号】 06 - 6360 - 2353

【事務連絡者氏名】 西日本管理部長 久保 恒雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング

【電話番号】 03 - 3218 - 1904

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小野 大三郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 136,830,000円

(注) 1. 本募集は、平成24年10月25日開催の当社第21期定時株主総会の決議及び平成25年1月11日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本駐車場開発株式会社 東京支社
(東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	30,000個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年1月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本駐車場開発株式会社 法務総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年1月29日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成24年10月25日開催の当社第21期定時株主総会決議及び平成25年1月11日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものです。

2. 申込の方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、従業員及び当社子会社取締役に対して割り当てられます。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	15,000個
当社従業員	3名	5,000個
当社子会社取締役	6名	10,000個
合計	12名	30,000個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とします。 但し、（注）1 . の定めにより付与株式数の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。但し、（注）2 . の定めにより、行使価額の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金136,830,000円（注） （注）本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1 株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2 . 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記に定める資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年 2 月 1 日から平成31年10月31日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所 日本駐車場開発株式会社 法務総務部 （またはその行使時における当該業務担当部署） 2 . 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店
新株予約権の行使の条件	1 . 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役若しくは従業員又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。 2 . 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行することができるものとします。 3 . その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に基づき、定めるものとします。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の1株当たりの払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権1個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。</p>

	<p>新株予約権の取得の事由及び条件</p> <p>上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の事由及び条件に準じて決定します。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

割当日以降、当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合、当社が指定した所定の様式の権利行使申込書等の必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に提出するとともに、当社の指定する銀行口座に払込金を払い込むものとします。
- (2) 前項の方法による権利行使を行う場合には、当社指定の方法により証券会社に新株予約権者本人名義の口座を開設するものとします。

4. 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権の行使の効力は、行使請求の受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金されたときに生ずるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法並びに当社定款の定めにより支払うものとします。

5. 株式の交付方法

当社は新株予約権の行使の効力発生後すみやかに、本新株予約権者が当社指定の方法により別途当社の指定する金融商品取引業者(又はその義務を承継する金融商品取引業者)に開設した本新株予約権者本人名義の口座へ株式を振替えることにより、本新株予約権者へ交付いたします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）（注）2	差引手取概算額（円）
136,830,000	1,000,000	135,830,000

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が、その権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

（2）【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役、従業員、当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本新株予約権は無償で発行されるものであり、本新株予約権の発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該行使の決定が、将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点で、その金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期）及び四半期報告書（第22期第1四半期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

平成24年10月29日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成24年10月25日開催の当社第21期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年10月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金200円、配当総額 668,338,400円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年10月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、巽一久、川村憲司、氏家太郎、松尾秀昭、岩本竜二郎、小野大三元、古川裕倫、福住俊男、諸江幸祐の9名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、海老名利雄、大江孝明、中嶋勝規の3名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、内山和久を選任する。

第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的とし、当社及び当社関係会社の取締役と従業員に対して当社の新株予約権を無償で発行、付与すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数：3,341,692個

議決権行使個数：2,327,024個

決議事項	事前行使の状況				当日出席を含めた賛成		決議の結果	
	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効	個数	賛成率		
第1号議案 剰余金処分の件	1,922,623	4,417	0	31	2,300,097	98.84%	可決	
第2号議案 取締役9名選任の件	巽 一久	1,913,222	13,798	0	51	2,290,696	98.43%	可決
	川村 憲司	1,914,428	12,592	0	51	2,291,902	98.49%	可決
	氏家 太郎	1,914,491	12,529	0	51	2,291,965	98.49%	可決
	松尾 秀昭	1,914,492	12,528	0	51	2,291,966	98.49%	可決
	岩本 竜二郎	1,914,493	12,527	0	51	2,291,967	98.49%	可決
	小野 大三郎	1,912,887	14,133	0	51	2,290,361	98.42%	可決
	古川 裕倫	1,914,045	12,975	0	51	2,291,519	98.47%	可決
	福住 俊男	1,914,212	12,808	0	51	2,291,686	98.48%	可決
第3号議案 監査役3名選任の件	諸江 幸祐	1,910,825	16,195	0	51	2,288,299	98.33%	可決
	海老名 利雄	1,921,019	6,002	0	50	2,298,493	98.77%	可決
	大江 孝明	1,920,674	6,347	0	50	2,298,148	98.75%	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	中嶋 勝規	1,920,849	6,172	0	50	2,298,323	98.76%	可決
	内山 和久	1,889,553	37,488	0	30	2,267,027	97.42%	可決
第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件	1,851,576	75,447	0	48	2,229,050	95.79%	可決	

注1. 各議案の可決要件は以下のとおりであります。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。

第2号議案、第3号議案、第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成。

第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成。

注2. 「当日出席を含めた賛成」の個数は、「本株主総会前日までの事前行使による賛成」の個数と「当日出席の一部の株主から各議案に関して確認できた賛成」の個数を合計したものであります。

注3. 賛成率は、「当日出席を含めた議決権行使総数」に対する「当日出席を含めた賛成」の個数の比率であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以上

平成24年11月12日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

特定子会社の異動

1. 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(1) 白馬観光開発株式会社

名称 白馬観光開発株式会社
住所 長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地 1
代表者の氏名 代表取締役 高梨 光
資本金の額 2,296百万円
事業の内容 白馬八方尾根スキー場、白馬岩岳スノーフィールド、梅池高原スキー場の運営

(2) 株式会社岩岳リゾート

名称 株式会社岩岳リゾート
住所 長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地 1
代表者の氏名 代表取締役 高梨 光
資本金の額 75百万円
事業の内容 白馬岩岳スノーフィールドの運営

(3) 梅池ゴンドラリフト株式会社

名称 梅池ゴンドラリフト株式会社
住所 長野県北安曇郡小谷村大字地千国乙12840番地 1
代表者の氏名 代表取締役 高梨 光
資本金の額 200百万円
事業の内容 梅池高原スキー場の運営

2. 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(1) 白馬観光開発株式会社

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 - 個
異動後 1,832,561個（内間接所有分1,832,561個）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
異動前 - %
異動後 95.46%（内間接所有分95.46%）

(2) 株式会社岩岳リゾート

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 - 個
異動後 975個（内間接所有分975個）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
異動前 - %
異動後 86.66%（内間接所有分86.66%）

(3) 梅池ゴンドラリフト株式会社

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - 個

異動後 3,200個（内間接所有分3,200個）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 80.0%（内間接所有分80.0%）

3. 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社連結子会社の日本スキー場開発株式会社と東京急行電鉄株式会社との間で平成24年9月28日に締結した株式譲渡契約に基づき、日本スキー場開発株式会社が白馬観光開発株式会社の発行済株式の95.46%を取得したことにより、白馬観光開発株式会社及び、白馬観光開発株式会社の子会社である株式会社岩岳リゾート、梅池ゴンドラリフト株式会社が特定子会社に該当することとなったためであります。

異動の年月日

平成24年11月1日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日	平成24年10月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第1四半期)	自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日	平成24年12月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月11日

日本駐車場開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英俊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本駐車場開発株式会社の平成24年8月1日から平成25年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本駐車場開発株式会社及び連結子会社の平成24年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年10月25日

日本駐車場開発株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本駐車場開発株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本駐車場開発株式会社及び連結子会社の平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社である日本スキー場開発株式会社は、平成24年9月28日付で、白馬観光開発株式会社の株式譲渡契約を締結し、平成24年11月1日付で同社の株式を取得し子会社とする予定である。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本駐車場開発株式会社の平成24年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本駐車場開発株式会社が平成24年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社の連結子会社である日本スキー場開発株式会社は、平成24年9月28日付で、白馬観光開発株式会社の株式譲渡契約を締結し、平成24年11月1日付で同社の株式を取得し子会社とする予定である。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年10月25日

日本駐車場開発株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本駐車場開発株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本駐車場開発株式会社の平成24年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。